

京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務

仕 様 書

1 目的

京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京北病院を運営する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）における令和6年度決算は、純損益で14.4億円の赤字となり、過去最大の赤字（純損益で15.6億円の赤字）となった令和5年度に引き続き2年連続の赤字となった。これにより、機構全体で負債が資産を上回る債務超過は免れたものの、令和7年度には債務超過に陥ることが見込まれている。

さらには、令和6年度から金融機関からの短期借入により運転資金を確保している状況であり、資金繰りについても厳しい状況にある。

市立病院では、この間、物価高による経費増が経営を圧迫する中、「病床稼働率の向上」を柱に、収支改善に取り組んでいるが、市立病院における実患者数は、コロナ禍前の水準に回復しつつある一方で、入院日数は、診療報酬制度や医療技術の進歩等により短縮傾向で、延べ患者数は減少傾向にあり、病床稼働率も伸び悩んでいる。

今後についても、京都・乙訓医療圏の医療需要は横ばい見込みの中、病床は供給過剰状態であり、実患者数の増加も見込めない状況にある。

こうした機構における極めて厳しい経営状況及び市立病院を取り巻く環境を踏まえ、必要な公的機能は堅持しつつ、市立病院の事業規模の適正化や他の医療機関との連携等も含めて、あらゆる可能性を視野に検討し、改革案の骨子を策定のうえ、抜本的な改革を速やかに実施していく。

2 業務内容

(1) 調査・分析

① 京都市域の医療環境に関する調査・分析（外部環境分析）

- ・ 人口推計
- ・ 医療需要推計
- ・ 患者動向
- ・ 2035年問題、2050年問題に代表される医療従事者の担い手の推計
- ・ 医療機関（競合病院、類似病院）の状況
- ・ 医療機関（競合病院、類似病院）における直営と外部委託の業務分担の状況
- ・ 政策医療を含む医療需要等を踏まえた市立病院に求められる役割
- ・ 求められる役割を踏まえた他の医療機関との機能分化・連携の在り方

② 市立病院における経営課題の調査・分析（内部環境分析）

- ・ 病院の意思決定、管理体制の状況
 - ・ 収益分析、費用分析（薬剤等の材料費、建物維持管理費等）
 - ・ 医師、看護師等の医療従事者や事務職員等の職員数や賃金水準、システムや設備等の医療資源の現状分析
 - ・ 業績低迷の要因分析
 - ・ 診療科別収支分析、医師 1 人あたりの稼働状況分析、健診センターの収支分析
 - ・ 地域連携の実施状況
 - ・ P F I 法に基づく一括委託と個別の業務委託の差と効果の分析（個別委託の場合の病院職員数増・職員負担増も踏まえて）
 - ・ 他の地方独立行政法人立病院の状況も踏まえた運営費負担金・交付金の分析
 - ・ その他、医業収益の増加、費用削減に係る課題分析
 - ・ それぞれ、他の医療機関との比較分析をすること
- ③ 事業規模適正化に関する調査
- ・ ①、②を踏まえ、最適な病床数、診療科、職員数の調査
- ④ 市立病院関係者、他の医療機関、関係機関等へのヒアリング等
- ・ 市立病院関係者（理事長、理事、事務局長、診療科部長、コメディカルの課長、地域連携室長、その他の職員）
 - ・ 他の医療機関
 - ・ 関係機関（京都府等）
- なお、ヒアリングの摘録は実施後 2 日以内に作成し提出すること。
- ⑤ その他医業以外の増収、経費削減、経営改善策の検討
- ・ 事業規模適正化により生じる空きスペース、駐車場等の敷地の有効活用策
 - ・ その他、経営改善に向けて必要かつ実施可能と考えられる取組

(2) 改革案の骨子の提案

- ① 上記(1)を踏まえた市立病院が提供すべき医療及び改革案の骨子の提案（収支シミュレーション及び資金不足見込含む。）
- ② 市立病院が提供すべき医療及び改革案の骨子は、複数案提示するものとする。
- ③ 複数案には、ダウンサイズ案、他の公的病院も含む民間等活用案を盛り込むこととする。
- ④ 収支シミュレーションは、改革案の実現までの行程を踏まえた中期シミュレーションを含み、早期の黒字化並びに資金不足及び債務超過解消を実現するものであること。

改革着手から実現後も将来の建物設備の修繕等を見越して、持続可能な運営ができるものであること。

(3) 委託者への報告及び打合せ

- ① 本市関係部局（必要に応じ保健福祉局、行財政局その他関係部署等）への報告。
- ② 毎週、対面又はオンラインによる報告会の実施。
- ③ その他、必要に応じて対面又はオンラインによる打合せを実施。

なお、報告及び打合せの摘録は実施後2日以内に作成し提出すること。

(4) 報告書の作成

① 内容

上記(1)～(3)の内容を取りまとめたもの。

② 紙媒体

日本工業規格A4版、カラーで5部作成するものとする。

③ 電子媒体

(4)の①の電子データを保存した電子媒体（CD-R等）を1部提出するものとする。

3 事業の実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(参考) 想定するスケジュール

令和7年11月	調査・分析の実施
11月下旬	調査・分析を踏まえた中間報告
12月12日頃	改革案の骨子の提示
～26日	市及び機構の関係部局の確認・調整
令和8年1月30日	改革案の骨子の策定

※各業務は、他の業務を進める中で延長し実施することがある。

4 成果物の提出

(1) 提出期限

令和8年3月31日

なお、2の(2)改革案の骨子については、令和7年12月12日頃までに案を提示し、令和8年1月までに取りまとめることとし、各報告資料は提出期限にかかわらず、完成次第提出すること。

(2) 提出場所

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

(3) 提出物

① 報告書

「2 業務内容」の(3)報告書の作成による

② その他

- ・ 本業務に関し、受託者が出席した各種打ち合わせ等の資料
- ・ その他業務に作成した資料、収集したデータ

5 留意事項

- (1) 本業務に当たっては、京都市立病院の今後の在り方に関する本市における検討に際し、必要な事項を調査し、総合的に調査・検討を支援することをはじめ、単なる一般的な事例提供や助言にとどまらず、検討状況に応じて積極的に支援すること。
- (2) 本業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、調査・検討・改革案の骨子策定に向けた準備作業に当然に必要となる事項については、委託者の要請に応じて受託者が誠実に対応すること。
- (3) 受託者は、本調査業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
また、関係機関等から提供を受けた資料については、管理、保管を十分な体制により行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、事前に委託者と十分協議して調査計画書を作成し、確認を受けた後に調査を行うこと。
また、委託期間中についても進捗状況を委託者に逐次報告し、事務処理方針については委託者の指示及び承諾を受けること。
- (5) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (6) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て委託者に帰属する。また、委託者は、成果物等の全てについて業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ決定し処理するものとする。